

生食発0323第1号
令和5年3月23日

各

〔	都道府県知事	〕
	保健所設置市長	
	特別区長	

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第13条第3項の
規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして
厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第80号）及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第81号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成17年厚生労働省告示第498号。以下「対象外物質告示」という。）がそれぞれ改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第1 改正の概要

1 規格基準告示関係

(1) 農薬等の残留基準の改正

以下の品目について、食品中の残留基準値を改正したこと（別紙1参照）。

飼料添加物エンラマイシン、動物用医薬品グリカルピラミド、動物用医薬品ジアベリジン、動物用医薬品スルファチアゾール、動物用医薬品チオプロニン、農薬トルクロホスメチル、農薬ピリフルキナゾン、農薬ホスチアゼート、農薬メパニピリム

(2) 農薬等の「不検出物質」の設定

動物用医薬品ニタルソン、動物用医薬品ニフルスチレン酸ナトリウム及び動物用医薬品ロキササルソンについて、「食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質」として規定したこと。

2 試験法関係

ニタルソン及びロキササルソン試験法及びニフルスチレン酸ナトリウム試験法を規定し、酢酸トレンボロン試験法を改正したこと。

3 対象外物質告示関係

くん液蒸留酢酸を対象外物質に追加したこと。

第2 適用期日

1 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用すること。ただし、表1に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用することとし、表2に掲げる「食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質」に規定される農薬等における食品の残留基準値は、告示の日から起算して6月を経過した日から適用すること。

<表1 告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準>

農薬等	食品
スルファチアゾール	牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分

<表1 告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準
(続き)>

農薬等	食品
トルクロホスメチル	小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）、その他のいも類、てんさい、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、芽キャベツ、ケール、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、たまねぎ、にんにく、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類及びその他のスパイス
メパニピリム	ねぎ（リーキを含む。）、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、りんご、日本なし、西洋なし、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）及びいちご

<表2 告示の日から起算して6月を経過した日から適用する食品の残留基準値>

農薬等	食品
ニタルソン	その他の家きんの筋肉、その他の家きんの脂肪、その他の家きんの肝臓、その他の家きんの腎臓及びその他の家きんの食用部分
ニフルスチレン酸ナトリウム	魚介類（その他の魚類に限る。）
ロキササルソン	豚の筋肉、豚の脂肪、豚の肝臓、豚の腎臓、豚の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵

2 規格基準告示の改正に伴う試験法の適用について

ニタルソン及びロキササルソン試験法及びニフルスチレン酸ナトリウム試験法については、告示の日から適用すること。また、酢酸トレンボロン試験法については、告示の日から起算して1年以内に限り、なお従前の例によることができること。

3 対象外物質告示関係

告示の日から適用すること。

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）を適用すること。ただし、エンラマイシン、ジアベリジン及びスルファチアゾールは、規格基準告示の「第1食品の部A 食品一般の成分規格」の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当するため、表中にない食品に含有されるものであってはならないこと。
- (2) 今回残留基準値を設定する「エンラマイシン」とは、エンラマイシンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) 今回残留基準値を設定する「グリカルピラミド」とは、グリカルピラミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (4) 今回残留基準値を設定する「ジアベリジン」とは、ジアベリジンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (5) 今回残留基準値を設定する「スルファチアゾール」とは、スルファチアゾールのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (6) 今回残留基準値を設定する「チオプロニン」とは、チオプロニンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (7) 今回残留基準値を設定する「トルクロホスメチル」とは、トルクロホスメチルのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (8) 今回残留基準値を設定する「ピリフルキナゾン」とは、ピリフルキナゾンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (9) 今回残留基準値を設定する「ホスチアゼート」とは、ホスチアゼートのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (10) 今回残留基準値を設定する「メパニピリム」とは、メパニピリム及び代謝物M-31【1-(2-アニリノ-6-メチルピリミジン-4-イル)-2-プロパノール】（抱合体を含む。）をメパニピリムに換算したものの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (11) 今回「食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質」として規定する「ニタルソン」については、全ての食品において、規定するニタルソン及びロキササルソン試験法（同試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法を含む。）によって試験した場合に、当該成分が検出されるものであってはならないこと。なお、「ニタルソン」とは、ニタルソンのみとすることとし、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (12) 今回「食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質」として規定する「ニフルスチレン酸ナトリウム」については、全ての食品において、規定するニフルスチレン酸ナトリウム試験法（同試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法を含む。）によって試験した場合に、当該成分が検出されるものであってはならないこと。なお、「ニフルスチレン酸ナトリウム」とはニフルスチレン酸ナトリウムのみとすることとし、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (13) 今回「食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質」として規定する「ロキササルソン」については、全ての食品において、規定するニタルソン及びロキササルソン試験法（同試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法を含む。）によって試験した場合に、当該成分が検出されるものであってはならないこと。なお、「ロキササルソン」とはロキサ

ルソンのみとすることとし、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

2 試験法関係

- (1) 今回の告示改正に伴い、「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項の施行に伴う関係法令の整備について」（平成17年11月29日付け食安発第1129001号厚生労働省医薬食品局食品安全全部長通知）の別添3を別紙2の新旧対照表のとおり改めること。
- (2) 試験に用いる試料を検体から採取するに当たっては、別に定める場合を除き、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成17年1月24日付け食安発第0124001号厚生労働省医薬食品局食品安全全部長通知）の「第1章総則」の「4. 試料採取」に従うこと。

3 対象外物質告示関係

今回対象外物質に追加した「くん液蒸留酢酸」とは、令和5年3月23日に、「くん液蒸留酢酸液剤」として農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号）第1条の規定による改正前の農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項の規定による登録がなされたものとする。

4 その他

- (1) 今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、農薬取締法に基づき、農薬トルクロホスメチル、農薬ピリフルキナゾン及び農薬メパニピリムに係る適用拡大のための変更登録が行われる予定であること。
- (2) 「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除する場合、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を含む。）」、「びわ（果梗^{こう}を除き果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び「キウイー（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準（0.01ppm）が適用されること。

別紙 1

飼料添加物エンラマイシン（抗生物質）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	0.03	0.03
豚の脂肪	0.03	0.03
豚の肝臓	0.03	0.03
豚の腎臓	0.03	0.03
豚の食用部分	0.03	0.03
鶏の筋肉	0.03	0.03
鶏の脂肪	0.03	0.03
鶏の肝臓	0.03	0.03
鶏の腎臓	0.03	0.03
鶏の食用部分	0.03	0.03

動物用医薬品グリカルピラミド（内部寄生虫駆除剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.03	0.03
豚の筋肉	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03	0.03
牛の脂肪	0.03	0.03
豚の脂肪	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03	0.03
牛の肝臓	0.03	0.03
豚の肝臓	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.03	0.03
牛の腎臓	0.03	0.03
豚の腎臓	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03	0.03
牛の食用部分	0.03	0.03
豚の食用部分	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03	0.03
乳	0.03	0.03
鶏の筋肉	0.1	0.1
その他の家きんの筋肉	0.03	0.03
鶏の脂肪	0.1	0.1
その他の家きんの脂肪	0.03	0.03

動物用医薬品グリカルピラミド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の肝臓	0.1	0.1
その他の家きんの肝臓	0.03	0.03
鶏の腎臓	0.1	0.1
その他の家きんの腎臓	0.03	0.03
鶏の食用部分	0.1	0.1
その他の家きんの食用部分	0.03	0.03
鶏の卵	0.03	0.03
その他の家きんの卵	0.03	0.03
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.03	0.03
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.03	0.03
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.03	0.03
魚介類（その他の魚類に限る。）	0.03	0.03
魚介類（貝類に限る。）	0.03	0.03
魚介類（甲殻類に限る。）	0.03	0.03
その他の魚介類	0.03	0.03
はちみつ	0.03	0.03

動物用医薬品ジアベリジン（合成抗菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05

動物用医薬品スルファチアゾール（合成抗菌剤（サルファ剤））

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	●	0.1
豚の筋肉	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	●	0.1
牛の脂肪	●	0.1
豚の脂肪	●	0.1

動物用医薬品スルファチアゾール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.1
牛の肝臓	●	0.1
豚の肝臓	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.1
牛の腎臓	●	0.1
豚の腎臓	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.1
牛の食用部分	●	0.1
豚の食用部分	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.1
乳	●	0.09
鶏の筋肉	●	0.1
その他の家きんの筋肉	●	0.1
鶏の脂肪	●	0.1
その他の家きんの脂肪	●	0.1
鶏の肝臓	●	0.1
その他の家きんの肝臓	●	0.1
鶏の腎臓	●	0.1
その他の家きんの腎臓	●	0.1
鶏の食用部分	●	0.1
その他の家きんの食用部分	●	0.1

動物用医薬品チオプロニン（肝臓疾患用剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.1	0.1
牛の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
乳	0.02	0.02

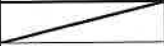
農薬トルクロホスメチル（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
小麦	● 0.05	0.1
大麦	● 0.05	0.1
ライ麦	● 0.05	0.1
とうもろこし	● 0.05	0.1
そば	● 0.03	0.1
その他の穀類	● 0.05	0.1
大豆	● 0.3	0.5
小豆類	●	0.5
えんどう	●	0.5
そら豆	●	0.5
らっかせい	●	0.5
その他の豆類	●	0.5
ばれいしょ	● 0.3	1.0
さといも類（やつがしらを含む。）	●	1.0
かんしょ	●	1.0
やまいも（長いものをいう。）	●	1.0
こんにゃくいも	○ 1	1.0
その他のいも類	●	1.0
てんさい	● 0.5	2.0
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.2	2.0
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 0.1	2.0
かぶ類の根	●	2.0
かぶ類の葉	●	2.0
西洋わさび	●	2.0
クレソン	●	2.0
はくさい	● 0.2	2.0
キャベツ	○ 2	2.0
芽キャベツ	● 0.04	2.0
ケール	●	2.0
こまつな	○ 6	2.0
きょうな	● 1	2.0
チンゲンサイ	●	2.0
カリフラワー	●	2.0
ブロッコリー	● 0.3	2.0
その他のあぶらな科野菜	●	2.0
ごぼう	● 0.5	2.0
サルシフィー	●	2.0
アーティチョーク	●	2.0

農薬トルクロホスメチル（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
チコリ	● 0.7	2.0
エンダイブ	● 0.7	2.0
しゅんぎく	● 0.7	2.0
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 2	2.0
その他のきく科野菜	○ 2	2.0
たまねぎ	● 0.05	2.0
ねぎ（リーキを含む。）	○ 2	2.0
にんにく	●	2.0
にら	○ 2	2.0
アスパラガス	● 0.02	2.0
わけぎ	●	2.0
その他のゆり科野菜	● 0.7	2.0
にんじん	○ 2	2.0
パースニップ	●	2.0
パセリ	●	2.0
セロリ	●	2.0
みつば	● 2	3.0
その他のせり科野菜	●	2.0
トマト	● 0.2	2.0
ピーマン	● 0.3	2.0
なす	● 0.02	2.0
その他のなす科野菜	● 0.7	2.0
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.1	2.0
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	2.0
しろうり	● 0.05	2.0
すいか		0.1
すいか（果皮を含む。）		
メロン類果実	● 0.03	0.1
まくわうり		0.1
まくわうり（果皮を含む。）		
その他のうり科野菜	● 0.2	2.0
ほうれんそう	○ 2	2.0
たけのこ	●	2.0
オクラ	● 0.05	2.0
しょうが	●	2.0
未成熟えんどう	● 0.2	2.0
未成熟いんげん	● 0.05	2.0
えだまめ	● 0.05	2.0

農薬トルクロホスメチル（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
マッシュルーム	●	2.0
しいたけ	●	2.0
その他のきのこ類	●	2.0
その他の野菜	○ 2	2.0
みかん		0.1
みかん（外果皮を含む。）		
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	0.1
グレープフルーツ	●	0.1
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実	●	0.1
りんご	● 0.02	0.1
日本なし	●	0.1
西洋なし	●	0.1
マルメロ	●	0.1
びわ		0.1
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）		
もも		0.1
もも（果皮及び種子を含む。）		
ネクタリン	●	0.1
あんず（アプリコットを含む。）	●	0.1
すもも（プルーンを含む。）	●	0.1
うめ	●	0.1
おうとう（チェリーを含む。）	●	0.1
いちご	●	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
クランベリー	●	0.1
ハuckleベリー	●	0.1
その他のベリー類果実	●	0.1
ぶどう	●	0.1
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ		0.1
キウイ（果皮を含む。）		
パパイヤ	●	0.1

農薬トルクロホスメチル（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実	●	0.1
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	●	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード	●	0.1
ぎんなん	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類	●	0.1
その他のスパイス	●	2
その他のハーブ	2	2
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分	0.01	
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.01	

農薬トルクロホスメチル（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	

農薬ピリフルキナゾン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	0.05	0.05
大豆	0.01	0.01
小豆類	0.05	0.05
えんどう	0.05	0.05
そら豆	0.05	0.05
その他の豆類	0.05	0.05
ばれいしょ	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
やまいも（長いものをいう。）	0.05	0.05
こんにゃくいも	0.05	0.05
てんさい	0.01	0.01
はくさい	0.7	0.7
キャベツ	0.3	0.3
カリフラワー	0.1	0.1
ブロッコリー	1	1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	7	7
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.7	0.7
にら	15	15
アスパラガス	0.2	0.2

農薬ピリフルキナゾン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
トマト	1	1
ピーマン	0.7	0.7
なす	0.2	0.2
その他のなす科野菜	3	3
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.1	0.1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.05	0.05
しろうり	0.3	0.3
すいか	0.05	0.05
メロン類果実	0.05	0.05
その他のうり科野菜	0.3	0.3
オクラ	0.2	0.2
未成熟えんどう	○ 1	0.3
未成熟いんげん	○ 0.8	0.3
えだまめ	○ 0.2	
その他の野菜	○ 1	
みかん（外果皮を含む。）	1	1
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	1	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.7	0.7
西洋なし	0.7	0.7
もも（果皮及び種子を含む。）	1	1
ネクタリン	0.7	0.7
あんず（アプリコットを含む。）	3	3
すもも（プルーンを含む。）	0.2	0.2
うめ	3	3
おうとう（チェリーを含む。）	2	2
いちご	1	1
ぶどう	3	3
かき	0.5	0.5
キウイー	0.1	0.1
マンゴー	1	1
茶	20	20
その他のスパイス	5	5

農薬ホスチアゼート（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類	0.01	0.01
ばれいしょ	○ 0.05	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01	0.01
かんしょ	0.01	0.01
やまいも（長いものをいう。）	0.02	0.02
こんにゃくいも	0.03	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.05	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.03	0.03
かぶ類の根	0.08	0.08
かぶ類の葉	0.4	0.4
こまつな	0.2	0.2
きょうな	0.1	0.1
チンゲンサイ	0.2	0.2
カリフラワー	0.01	0.01
ブロッコリー	0.01	0.01
その他のあぶらな科野菜	0.1	0.1
ごぼう	0.05	0.05
しゅんぎく	1	1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	0.4	0.4
ねぎ（リーキを含む。）	1	1
にんにく	0.03	0.03
その他のゆり科野菜	0.01	0.01
にんじん	0.09	0.09
パセリ	3	3
みつば	0.2	0.2
トマト	0.1	0.1
ピーマン	0.8	0.8
なす	0.02	0.02
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2	0.2
しろうり	0.2	0.2
すいか	0.04	0.04
メロン類果実	0.2	0.2
その他のうり科野菜（とうがんを除く。）	0.2	0.2
その他のうり科野菜（とうがんに限る。）	0.1	0.1
オクラ	0.01	0.01
しょうが	0.04	0.04
未成熟えんどう	0.2	0.2

農薬ホスチアゼート（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
未成熟いんげん	0.5	0.5
その他の野菜	0.05	0.05
いちご	0.2	0.2
バナナ	0.05	0.05
その他の果実	0.02	0.02
その他のハーブ	0.1	0.1

農薬メパニピリム（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類	0.5	0.5
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	3	3
ねぎ（リーキを含む。）	● 8	10
パセリ	○ 10	
トマト	○ 7	5
ピーマン	5	5
なす	5	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	2	2
すいか		0.5
すいか（果皮を含む。）	1	
メロン類果実		0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	2	
みかん		0.1
みかん（外果皮を含む。）	3	
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	○ 3	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 3	2
グレープフルーツ	○ 3	2
ライム	○ 3	2
その他のかんきつ類果実	○ 3	2
りんご	● 1	2
日本なし	● 0.7	1
西洋なし	● 0.7	1
びわ		0.05
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	5	

農薬メパニピリム（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
もも		2
もも（果皮及び種子を含む。）	15	
いちご	● 7	10
ラズベリー	5	5
ぶどう	○ 20	15
かき	2	2
マンゴー	1	1
その他のスパイス	○ 15	10

脚注

※○：令和5年3月23日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和6年3月23日適用（基準値を引き下げる品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、エンラマイシン、ジアベリジン及びスルファチアゾールは、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- 「その他の陸棲^{せい}哺乳類に属する動物」とは、陸棲^{せい}哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- 「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

改正後		現行			
食品、添加物等の規格基準に規定する各試験法の検出限界等について (略)		食品、添加物等の規格基準に規定する各試験法の検出限界等について (略)			
一般規則 5, 6 及び 7 に規定する各試験法の検出限界		一般規則 5, 6 及び 7 に規定する各試験法の検出限界			
農薬等名	検出限界 (ppm)	備考	農薬等名	検出限界 (ppm)	備考
2, 4, 5-T	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm	2, 4, 5-T	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
アルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm	アルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm
エンドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm	エンドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm
ディルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm	ディルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm
オラキンドックス※1	0.001		オラキンドックス※1	0.001	
カルバドックス※2	0.001		カルバドックス※2	0.001	
カプタホール	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm	カプタホール	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
クマホス	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm	クマホス	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
クレンブテロール	0.00005		クレンブテロール	0.00005	
クロラムフェニコール※3	0.0005	ローヤルゼリーにあっては0.005ppm	クロラムフェニコール※3	0.0005	ローヤルゼリーにあっては0.005ppm
クロルスロン	0.001		クロルスロン	0.001	
クロルプロマジン	0.0001		クロルプロマジン	0.0001	
ゲンチアナバイオレット※4	0.002		ゲンチアナバイオレット※4	0.002	
酢酸メレンゲステロール	0.0005		酢酸メレンゲステロール	0.0005	
ジエチルスチルベストロール	0.0005		ジエチルスチルベストロール	0.0005	
イプロニダゾール※5	0.0001		イプロニダゾール※5	0.0001	
ジメトリダゾール※6	0.0002		ジメトリダゾール※6	0.0002	
メトロニダゾール※7	0.0001		メトロニダゾール※7	0.0001	

ロニダゾール※8	0.0002	ミネラルウォーターにあっては0.002ppm
ダミノジット	0.1	
デキサメタゾン	0.00005	
ベタメタゾン	0.00005	
パラチオン	0.01	
α-トレンボロン	0.001	
β-トレンボロン	0.001	
二臭化エチレン	0.001	
ニタルゾン	0.002	
ロキサルゾン	0.002	
ニトロフラゾン	0.001	
ニトロフラントイン※9	0.001	
ニフルスチレン酸ナトリウム	0.001	
フラゾリドン※10	0.001	
フラルタドン※11	0.001	
プロチゾラム	0.0005	
プロファム	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
マラカイトグリーン※12	0.002	

- ※1 オラキンドックスは、オラキンドックスの代謝物である3-メチルキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。
- ※2 カルバドックスは、カルバドックスの代謝物であるキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。
- ※3 クロラムフェニコールは、クロラムフェニコール及びその代謝物であるグルクロン酸抱合体を分析対象とする。
- ※4 ゲンチアナバイオレットは、ゲンチアナバイオレット及びその代謝物であるロイコゲンチアナバイオレットを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.002ppmである。
- ※5 イプロニダゾールは、イプロニダゾール及びその代謝物である1-メチル-2-(2'-ヒドロキシプロピル)-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。
- ※6 検出限界はそれぞれ0.0001ppmである。
ジメトリダゾールは、ジメトリダゾール及びその代謝物である2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0002ppmである。

ロニダゾール※8	0.0002	ミネラルウォーターにあっては0.002ppm
ダミノジット	0.1	
デキサメタゾン	0.00005	
ベタメタゾン	0.00005	
パラチオン	0.01	
α-トレンボロン	0.002	
β-トレンボロン	0.002	
二臭化エチレン	0.001	
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	
ニトロフラゾン	0.001	
ニトロフラントイン※9	0.001	
(新設)	(新設)	
フラゾリドン※10	0.001	
フラルタドン※11	0.001	
プロチゾラム	0.0005	
プロファム	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
マラカイトグリーン※12	0.002	

- ※1 オラキンドックスは、オラキンドックスの代謝物である3-メチルキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。
- ※2 カルバドックスは、カルバドックスの代謝物であるキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。
- ※3 クロラムフェニコールは、クロラムフェニコール及びその代謝物であるグルクロン酸抱合体を分析対象とする。
- ※4 ゲンチアナバイオレットは、ゲンチアナバイオレット及びその代謝物であるロイコゲンチアナバイオレットを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.002ppmである。
- ※5 イプロニダゾールは、イプロニダゾール及びその代謝物である1-メチル-2-(2'-ヒドロキシプロピル)-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。
- ※6 検出限界はそれぞれ0.0001ppmである。
ジメトリダゾールは、ジメトリダゾール及びその代謝物である2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0002ppmである。

※7	メトロニダゾールは、メトロニダゾール及びその代謝物である1-(2-ヒドロキシエチル)-2-ヒドロキシメチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0001ppmである。	※7	メトロニダゾールは、メトロニダゾール及びその代謝物である1-(2-ヒドロキシエチル)-2-ヒドロキシメチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0001ppmである。
※8	ロニダゾールは、ロニダゾール及びその代謝物である2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0002ppmである。	※8	ロニダゾールは、ロニダゾール及びその代謝物である2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0002ppmである。
※9	ニトロフラントインは、ニトロフラントインの代謝物である1-アミノヒダントインを分析対象とする。	※9	ニトロフラントインは、ニトロフラントインの代謝物である1-アミノヒダントインを分析対象とする。
※10	フラゾリドン、フラゾリドンの代謝物である3-アミノ-2-オキサゾリドンを分析対象とする。	※10	フラゾリドンは、フラゾリドンの代謝物である3-アミノ-2-オキサゾリドンを分析対象とする。
※11	フラルタドンは、フラルタドンの代謝物である3-アミノ-5-モルフオリノメル-2-オキサゾリドンを分析対象とする。	※11	フラルタドンは、フラルタドンの代謝物である3-アミノ-5-モルフオリノメル-2-オキサゾリドンを分析対象とする。
※12	マラカイトグリーンは、マラカイトグリーン及びその代謝物であるロイコマラカイトグリーンを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.002ppmである。	※12	マラカイトグリーンは、マラカイトグリーン及びその代謝物であるロイコマラカイトグリーンを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.002ppmである。

